

第2回

(仮称)函館市子ども条例制定検討委員会

会議録(要旨)

日 時 平成24年8月28日(火)

18時00分～20時30分

会 場 総合保健センター2階健康教育室

1 出席者

(1) 委員 18人

大江委員，藤井委員，三浦委員，森越委員，木村委員，亀井委員，小松委員，阿部委員，小林雄司委員，青田委員，数又委員，野村委員，加藤委員，横山委員，水戸委員，小原委員，小林幹二委員，武田委員
(欠席：長谷委員)

(2) 事務局 4人

子ども未来部 岡崎部長，佐藤課長，小林主査，宮越主任主事

2 配付資料（事前配付）

(1) 中核市等における子どもに関する条例制定状況について

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

1 開会

【事務局】 〈開会宣言〉

2 前回欠席委員紹介

【加藤委員】 〈自己紹介〉

3 第1回会議録について

【事務局】 第1回子ども条例制定検討委員会会議録要旨について，事務局で前回の記録を取りまとめ作成した。委員の皆様にはご自分の発言をした箇所をご確認していただいたと思うが，発言の趣旨が大きく異なっていなければこの内容でホームページにアップしたい。前回の会議の中で発言者名について記載を
するかどうかということについての意見があったと思うが，事務局としては，
発言者名が分かるような会議録の作成をしていきたいと考えている。皆様のご意見をいただきたい。

【委員長】 会議録について確認する。訂正等の意見はあるか。

(満場一致で承認)

次に，発言者の委員名を記載することについて確認する。発言者名を記載するということが良いか。

(満場一致で承認)

4 議事

(1) 中核市等における子どもに関する条例制定状況について

【事務局】 資料に基づき中核市等における子どもに関する条例制定状況について説明

中核市が全国で41市あり，私どもの調査では，そのうち8市が子どもに関する条例を制定している。今回の資料では11自治体の資料を提供して

いるが、残る3自治体については、平成23年11月に、市が先進地調査をしており、その調査先が川崎市、調布市、目黒区となっているので、中核市8市のほかに、その3市区についても併せて提供したところである。

〈具体的な内容について資料に基づいて説明する〉

【岡崎部長】 只今、資料について説明したが、これから皆様でご議論、ご質問していただきたい。改めて他都市の条例を見比べてみると、例えば、同じ事柄を規定するにしても、子どもの育ちだとか、権利の観点から規定するものもあれば、子どもに対する支援や機会の提供といった観点から規定をしているものもある。それぞれの見方といった違いが浮き彫りになってきていて、参考になるのではないか。

事務局としては、委員の皆様は、それぞれ子どもの育ちの現場に立っている方々、あるいはついこの間まで子どもであった、当事者であったそういう若い方々にも参加していただいているので、それぞれの知識や経験を踏まえながら、函館の子どもを取り巻く現状とか、課題についてご発言いただき、それらをベースに委員会の中で共通認識を持つことが条例を考える上での基盤になると思う。これから正副委員長のもとで議論を進めていくことになるが、どうか忌憚のないご意見をいただきたい。

【委員長】 事務局からの説明について、何か質問は。

【副委員長】 資料で推進施策の規定とあるが、各条例の政策とか施策というセクションもある条例があるが、そのことなのか。それとも、各条例全体すべての中から抜き出しているものなのか。

【事務局】 条例をすべて分解して事細かに整理していくと、どうしても際限ないものになってしまうので、それぞれの都市が統一しているようで、独自性を発揮している部分もあることから、事務局としては、例えば子どもの居場所についての規定だとか子育て支援に関する規定ということで標記をさせていただいた。条例を見ていくと、この規定が仮にどこにあるかといった疑問もでてくると思うが、分からない部分があったら、質問していただきたい。また、この資料がすべてではない。この他にも規定している内容はある。

【副委員長】 施策の表現で誤解といたしますか、分かりづらいのは、そもそも条例によっては施策を実施するセクションがあるのか。それとも、この資料の施策は意味が違うのか。

【委員長】 例えば松山市を見ると子ども会議の所に○をつけているが、松山市の例の中に子ども会議が入っているということですか。

【事務局】 松山市の条例を見てみると子ども会議の規定があるということである。

【青田委員】 確認ですが、資料には11の自治体がある。中核市で41市が定めていて、そのうちの11市なのか。そこをもう1回説明してほしい。

【事務局】 全国で中核市は41市ございます。その中で私どもが把握している情報の中で、子どもに関する条例を規定している都市が8市ある。残りの3市

については、中核市ではないが、私どもが視察にいった川崎市、調布市、目黒区を加えさせていただいて11市区の資料を一覧にして出させていたでている。

【青田委員】 中核市が41市中8市、調査した都市が3市区の合計11市区ということですね。

【委員長】 川崎市は政令指定都市ですが、調布市は中核市ですか。

【事務局】 調布市は中核市ではありません。

【委員長】 次回までに資料以外の他都市での情報が知りたいといったことはありますか。

【森越委員】 北海道のレベルで考えて、先進地として奈井江町と札幌市を付け加えてほしい。

【小林幹二委員】 出来たばかりの北広島市も参考になるのではないかと。

【委員長】 奈井江町、札幌市、北広島市と他はどうですか。

(その他はなし)

【阿部委員】 この子ども条例そのものに施策を推進していくための部分を直接盛り込んでいるものはないと思う。例えば函館であれば、次世代育成後期行動計画や要保護児童対策協議会、社会福祉協議会の中にも子どもに関する施策があると思うが、函館市で子どもに関わる施策はどのくらいあるのか。参考までに教えていただきたい。

また、資料の中で権利推進委員会とあるが、他都市で施策として子ども条例の規定とつながって使われているものがあれば知りたい。

【委員長】 現時点での函館市で要保護児童対策協議会等の施策として行われているものについてのアウトラインがほしい。

それでは次回までに資料の作成をお願いします。

(2) 函館市が目指す子ども条例の方向性について

【委員長】 前回すでにご意見をいただいているが、函館市が目指す子ども条例の方向性について、つくる、つくらないという面でそれぞれの方々や部長からもお話があったが、それぞれの方々の知識・経験で現在函館市の子どもたちを取り巻いている内外の環境についてご意見をいただきたい。

【小林幹二委員】 全国的な条例の区分けですが、一般的には救済条例、総合条例、理念条例、健全育成条例という、全国的にはそんな区分けをしている。例えば施策がないのは理念条例で終わってしまっている。今は、総合的な救済条例を含めた総合的な条例がだんだん増えてきている。私が考えているのは、子どもたちの取り巻く状況を見るということである。大津市の問題も含めて、いじめ、不登校、虐待または子どもによる法に触れる行為だとか、深刻な問題が多発している。函館も例外ではない。浅さ深さはあるが当然あり得ることだと思う。それらに関わって我々は最初に子どもをどう見るか。その現象だけではなく、背景を含めて、まず私は、未来を担う子どもたちをどう見るかということが大変大事だと思う。そこの論議をたくさん

していただきたい。

そういった中で基本的人権の保障、または人間としての尊厳が守られてくことを心の規定として願いながら、この論議を深めていくことが良い。子どもの権利条約に書かれている子どもの人権とは何なのか。そこはよっぽど深く皆で話をし、共有しないと文言が一人歩きしてしまう。少し時間をかけて今の子どもの置かれている状況や子どもの権利条約でうたわれている子どもの権利または権利の理念を学びあっていければと思う。専門家の弁護士の意見を伺ったり、外から理解している方を呼んだりして、深めていきながら、函館市の方向性を見つけていきたい。

【三浦委員】 子ども条例をつくるにあたって、どこからとりかかっているのかつかめないが、端的に言うとな今何故函館で子ども条例なのか。目的や基本理念、その前に前文があるが、そこには何故必要なのかということが書かれてあるわけですが、これから長い期間議論をして、今何故函館に必要なのかということ委員の皆さん方がそういう認識をもたないといけない。市民の皆さんや議会に対してもきちんと説明していくには、そこをきちんとし、そこから細部を埋めていかなければならない。今回いただいた資料をフルに活用し、今何故函館市で必要かを議論する。この前森越委員が言っていたように、全国で80か所条例化されている。批准されてからもう20年近くなるわけだから、そういうところで今何故なのか、今函館では必要だからであって、いろんな子どもを取り囲んでの問題がある。それを洗いざらい出して、21世紀の間にいい内容にもっていききたい。高齢者の場合もそうであった。2025年までがピークになるので、それに備えて施策を考えていった。子どもに関しても、いじめなどたくさん問題を我々は正確につかんで、条例があることによって良い方向に進む。自信をもってつくっていききたい。この委員会のスケジュール、だいたいどうやるかは簡単にはでてこない。大きなスケジュールを皆で出しあい、それぞれのお立場で平日頃取り組んでいることの考えや実態把握などをして、ここに意見を出し、足りないのは違った立場のいろいろな方の意見や連携をしていくことによって、今函館で条例化した意味が、誰からみてもきちんとした理論になるのではないか。

【委員長】 次回以降のスケジュールの具体的なご提案でした。それでは、関連がなくてもいいので、意見を出していただいて、そこからもスケジュールが出来ていくと思う。どんどん意見を出していただきたい。

【森越委員】 私が一番問題意識を持っているのは、子どもの意識、この間まで子どもだった方もおられるが、函館市の子どもからも聞きたいと思っている。専門家の方々には、基本的な、理念的なお話もお聞きしたい。ここには、いろんな形で子どもに関わっている方がおられるわけで、その方々がどんなふうにも子どもに関わっていて、どんな問題意識を持っていて、我々が関わっている子ども条例に入れていくかということだと思う。それぞれの委員の方々から、しっかりと1回1回話を聞きたい。何よりも大江先生のお話

と子どもの声を聞きたい。

【委員長】 大江先生は、副委員長でどんどん意見をいえる立場である。今、森越委員からあったように、皆さんどんどん発言されてほしい。そうすると、この方はこういうことを言いたいんだなとお互い分かるようになる。

【武田委員】 検討委員会は皆大人で、子どもの気持ちは分かりづらい。かなり昔の話であって、今、実際何を思っているかなかなか分からない。子ども条例をつくる上で、子どもがどう思っているのか。どうしたいのかといったあたりをきちんと聞くべきである。具体的に、札幌市では、検討委員会とは別に子ども会議を設け、子どもたち自身でずっと話をしている。自分たちには何が必要なんだろうと、権利の話もしている。権利ってわがままではなくて、皆が権利って必要なんだとか。とても優れた話をしている。検討委員会は検討委員会で組み立てていくが、そこに子どもたちが実際に話をしたことを提案してくる。大人と子どもたち両方が付け合せていき、より深めていって、これだったら、安心して函館に住んでいけるといったことになる。先ほど言っていた子どもの意見を聞くことはとても大事なことである。進め方ですが、事務局では、こういったことも想定しているとは思いますが、想定していない場合は、ぜひお願いしたい。

【委員長】 幼稚園、保育園、小中高の先生が委員になっているので、今後スケジュール的に可能だと思う。

【青田委員】 子ども条例の目的の部分の部分を十分議論する必要がある。何のために子ども条例をつくるのか。きちんと議論されるべきである。今回、11自治体の例が出てきたが、市の中には、検討したけれども条例まで至らなかった例も多分あるのでないか。もし分かればそういった例も知りたいし、目的の部分に時間をかけて議論したい。また、子ども条例については、育成に力をいれているところと、権利保障に力をいれているところがあるらしい。その違いというか、何故議論がされているのかということをしかりと検討すべきだと思う。

私は権利といったことはよく分からない。どっちかという子ども条例は育成という保護者の観点からいうと、両方聞いてみないと、どっちが良くて悪いのか判断がつかない。例えば、権利を一生懸命推進されている方が、何故一生懸命推進しているのかをぜひ1回お話を聞いて、また、逆に慎重派の方の意見を聞いて、その上で函館市がどちらの目的がふさわしいのかということになると思う。あまり専門用語が使われると私はついていけないところがあるので、なるべく平易な言葉で専門用語なしで権利条例のポイントを伺っていききたい。

また、子どもの声と先ほどあったが、私には子どもが5人いて、子どもとよく会話して、学校以外で小中学生とよく接する機会があるが、子どもの声とってまじめな会議にでてくるものはあまり聞かなくても大丈夫な気がする。問題があって子ども条例をつくらなければならないのであれば、問題を抱えている子どもたちの声を聞く方が重要だと思う。きれいごとで

まとめようとする子どもはいっぱいいるとは思いますが、現実にはどういった形で声を聞くのかをちゃんとしないと、会議にたくさんの子どもに出席してもらっても、本音を子どもたちは言わない。子どもの声の聞き方は、十分注意しなければならないと思う。

【委員長】 今3点ほどありましたが、事務局は難しいと思うが、条例の取組をして結果やめたというそういう例がありましたら資料として提出してほしい。目的に向けたものや具体的なスケジュールのご提案もありましたし、子どもの意見を聞く、具体的な生の声を聞くという意見もありました。校長会の方、何かありますか。

【阿部委員】 かつて私も子どもでしたが、感覚を忘れているといえども、小学校、中学校の頃には、「何でこの家に生まれたんだろう。」「何で俺ってこうなんだろう。」と考えた時期でした。守られていることだとか、良いことばっかりだとか、なかったと思う。参考までに中学校の現場にいるわけで、子どもの状況、先ほど三浦委員からありましたが、条例が何故必要か、青田委員からは、目的は何なんだということを追求していこうとすると、今現在の子どもの様子から考えていけないといけないと思うとのことだが、その様子を学校現場から見ていると、いやこいつ凄く頑張っているなど、こういう環境の中でこんなに頑張っているといえる子どもはたくさんいる。あるいはそうではなくても、8割以上の子どもは頑張っていると思う。ただ、そうではない1割ですとか0.5割の子どもたちが薬物だとか、性だとか、食の課題だとかを抱えていて、その子たちにも手を差し伸べてあげたい。その困っている子どもたちのおおよその原因は、大人の社会である。大人の社会の環境によって困っている。経済優先の社会になっているので、物は頻繁にでてくる、与えることはできる。大人が経済のことだけ考えて、たくさん与えることによって子どもは消化できない状況になっている。これは子どもにとっては、良い環境とはいえない。どうしても話が大人を何とかしようといったことになる。とはいいいながら、大人だけではなくて、子ども自身が自分の生活を浄化する力を持っている。子ども自身の持っている力を引き出してあげる。そのために施策や環境をつくってあげることが大事だと思っている。子どもの状況から出発するとき、おおよその子どもは頑張っているということが私の土台で、頑張れない子どもたちは、大人のほうで少し手を貸してあげる。子ども自身の力を引き出してあげる。この2つの面で考えていかないと、せっかく条例をつくっても、その後変わらないと悲しい。有効に作用しあうようになってほしいと思う。資料の中にあるが、岐阜市では、子ども自身に呼び掛けている。子ども自身があなたはこういったことを守ってくださいと記載されている。2つの面で大人の社会からできることと、子ども自身ができることを考えていければと思う。わたしは中学校ですが、それ以外に家庭の中だとか会社の中だとか、いろんな面から子どもを見た時に感じるものはたくさんあると思う。そういう子ども感を共有することが大事なスタートになると思う。

【小松委員】 今、阿部委員からお話がありましたが、私も同感である。こういう協議の中で、どうしても子どもたちは、現状をお互いに話し合うとなった時に、どうしても欠点というか問題点を指摘しあうような協議になるのは、私は、非常に不本意なものだから、子どもは小学生にしても一生懸命頑張っているし、ただ阿部委員から話があったように問題行動に結びついている子どもは、子どもには責任はない。その裏にあるのは大人である。その辺を十分認識しながら、子どもの良さに目を向けて条例に結びつけていってほしい。条例そのものが理念だけに終わるのではなくて、それぞれ学校の役割や地域の役割があるだろうし、大人の役割もあるし、子ども自身も役割はあると思う。単に理念だけに終わらずに、先につながるような内容になる条例になってほしい。

【野村委員】 小松委員に共感する部分がある。いろんな取組み方法を情報交換することがひとつの役割だと思う。まず議論の基本として目的・理念をきちんと議論して道をつくっていく。せつかく条例をつくるのであれば、まさに理念で終わらずに、次の政策にどうつながっていくかということが大事だと思う。第1回目の会議でも話があったように、基本的に日本国憲法と権利条約といった上位法律があってそれに基づいて国内法ができて、それに基づいて条例ができてくるわけだから、法体系の整合性をきちんと意識した条例にする必要がある。その上で、具体的な政策的なものにつぎこむ。これは先の議論になると思うが、資料の9ページ、10ページが非常に関心のある部分である。どんな政策を行っていくのか非常にまとまっている。先ほど青田委員から権利性の問題と健全育成とのバランスの話があったが、権利性を強く打ち出しているところの自治体の条例を見てみると、特に関心があるのは権利救済機関です。権利救済機関とは、子どもがいろんな不利益を受けた場合に、それを救済していく仕組みをつくっていく。これは権利性という打ち出しをした条例のもとでできている。豊田市は子ども権利擁護委員、目黒区は子どもの権利擁護委員ができている。それから、川崎市については、川崎市人権オンブズパーソンというのが、具体的な仕組みとしてつくられている。子どもが抱えているそのものの問題を具体的に解決して、より良い子どもの生活をつくっていく。そういう施策に結びついていくようなものが私は求められていると思う。

2点目は情報提供ですが、前回の検討委員会で木村委員からいじめの問題の話がありましたが、富岡の少年が5年前に暴行を受けて亡くなった。それに対応して、今町内会でいろんな取組みをしている。東富岡町会でいじめ虐待防止委員会をつくって活動している。そして9月1日に教育講演会という形で、風化させないという取組みを行っている。9月29日にいじめから命を守る緊急集会が開催される。また、9月28日に芹沢俊介さんの講演会が開催される。いじめ問題がこういう大きな社会問題になっている中で、この会議の議論もあるんだということを申し上げたい。

【森越委員】 小中学校の校長先生たちのお話をうけて、確かに教育大の学生さんたち

もそうだけでも、ほとんどは頑張っている。それは間違いない。問題は何に頑張っているかということ。大人である我々がもうちょっと子どもたちが何に頑張らなくてはならないところに今あるのかということ、ちゃんと捕まえなければいけない。ある集会の時に高校生が言いました。私は本当に他の周りの友達から浮きでないように、皆とそんなに差がでないように、いじめの対象にならないようにとか、飛び抜けないようにまず頑張らなくてはならない。また、良い子でいなければならない。大人や学校の先生もみんな一生懸命勉強すること、一生懸命部活をすること、そういう子が良い子であると、そういう子であれば評価される。そういうことに皆頑張っている。その頑張りの中で何を失っているのかが問題である。子ども像を見るのに議論したほうがよい。健全育成の発想を持っている条例は全てそうである。子どもたちが未来を担う。健全に大人になっていくことを具体的に書いてある。典型的な例でいくと、旭川でも秋田でも金沢でもそうである。子どもが健やかに育っていく環境づくり、それを大人が果たしている。子どもが健やかに育っていく。資料の健全育成プラス権利保障と書いてある中にちょっと違ったところがある。大人は子どもの規範たる存在であるべきとか、子どもが健やかに育つ環境を整えるのが、大人の役割であるとか、子どもは生きる、育つ、守る、参加する権利が保護されてこれが健全な大人に育っていく過程なんだということ、理念とか目的の中に書いてある。これは今まで世界でも日本でもそうだが、子どもは守られるべきもの、育てられるべきもの、健全に育成していくもの、保護されるものということで、大人社会からは対象としてしか捉えられなかった。要するに、大人の社会の木々が立派に育っていく、子どもがそうやって育つのは、大人の要求として求められていた。ところが、川崎市の規定がある。子どもは社会のパートナーであり、大人と一緒に現在を生きている人間である、子どもは将来のために生きているのではなく、今を生きている。将来、健康に育つために、今を生きているのではなく、今自身を生きている。これが発想の基本的な違いである。子どもの権利条約は、人間社会が今まで自然を変革して社会の中に文明として取り入れてきた、対象化してきた自然を残念ながら破壊してきた。だけど今我々は自然と共存しているとようやく言い始めた。我々は自然を対象化しているのではなく、共存している社会に向かわなくてははいけない。僕は、同じレベルで、権利条約とは子どもは大人の対象ではなくて、今を生きているパートナーになるのだと、一緒に生きている存在なんだと価値を大転換させたいと思っている。学校の先生方は、一生懸命頑張っている子どもたちは、頑張りの中でエネルギーを発生するが、ただその中で、さっき9割、1割という話があったが、僕は9割の中に1割の子どもたちが抱えているものが内在していると思う。それから1割の子どもたちにも9割の頑張りをもちたいという気持ちはある。そういう意味では、子どもたちは同じだと思う。その子ども感みたいなのを、特に学校の先生とは共有したいなと、議論していきたい

と思う。この間までお子さんだった人たちにも聞きたい。

【委員長】 いつの時から子どもがこの社会から子どもとして分離されている。その歴史については、森越委員が言うとおりに学んでいく必要がある。参考のために「子どもの心が蝕まれている」という本がある。実は20年前に出ている。20年前にこれを読んだ時、実はあまりピンとこなかった。今読み返してみると、20年前からいろんなことが始まっていたのだと思う。最近では「友達地獄」という本がある。これから話し合っていくことになる。他に何かありますか。

【小松委員】 「子ども白書」の内容を加藤委員に聞きたい。見通しがたっているのであれば、内容を教えていただきたい。

【加藤委員】 全部で3部作になっておりまして、第1部は、子どもの声を直接聞くということで、教育委員会の協力をいただき、子どもにアンケートという形で、子どもの現状を浮き彫りにしたいということを考えている。アンケートも学校だけではなく、学校に行けない、あるいは行かない子どもについてだとか、高校に行かないで働いている人だとか。そういう声も可能な限り集めようと考えている。今、夜回り先生のようなことをしていて、夜徘徊している子どもにも焦点をあてて実態をつかみたいということを考えている。第2部は、子どもに関わる団体で、非営利な団体がたくさんあるが、それぞれ子どもをどう支えるか、寄り添うかを真剣に考えている団体に対して、知っている今の子ども現状について執筆をいただきたいと考えている。おおよそ50人ぐらいだと思う。その方々から現場の声をいただきたい。第3部は、未来に向けてということで、ここはまだ煮詰められていない。そういった章立てで今作成しようとしている。完成は、来年6月ということで話をしている。ただ、アンケートとか、集計のスピードなので若干変わるかなとは考えている。

【委員長】 また戻りまして、これからいろいろ取り組んでスケジュールにいられてほしいとか、大学生の方向かありますか。

【水戸委員】 私が生活して見てきた環境や、今まで考えていたことだが、母子家庭や家庭内暴力、それらに関して踏み込めない児童相談所や警察の関係、そういった問題を少しでも改善しようという動きが、条例をつくるのであれば、つくって終わるのではなく、私達の生活の中で救いになっていけるような、具体的な施策に踏み込むことは難しいとは思いますが、この機会を生かして、目的をちゃんとつくってから、権利に関してや青年育成に関しての問題もあるけれど、何にせよ私達の生活に根付くことを目標として、つくっていくことを私は望む。

【小原委員】 先ほど森越委員がお話したように、大人とか先生が良い子像の理想を考えて、それを子どもたちにあてはめていく。違っている子は1割に入っているふうに。私が小中学生の頃を踏まえてみると確かにそうだったなと感じる。今思うといじめは感じたことはなかったが、家庭内での両親によるDVとかを考えていた子もいたし、原因は分からないが、自殺した友人も

いた。そう考えると函館市も例外ではないので、そういう子たちをださなようなことを考えていきたいと思う。また、大学に来て学んだことであるが、アメリカではフリースクールを結構推進していて、お金が公費から出て公立学校と同様となっているが、国が関わってくると政策が遅くなってくると思うので、小さい単位である、函館市という単位でフリースクールなどが充実すれば良いと思う。

【委員長】 今、具体的に盛り込んでまいりたいこととか、目的論とか貴重なご意見だったと思う。

【加藤委員】 ぜひ子ども条例をつくりたい。こうして行政の方も含めて議論したり、あるいは委員だけではなく、傍聴している方もいるので、函館市の子どもに対して議論することは非常に大きな意味があると思う。今お話された若い人達の声も、凄く学べることだと思う。今、函館市では、1年に3,000人くらい人口が減っている。14年前に函館市に住み始めたが、当時函館は30万都市と言っていたが、100年後には函館市がなくなる。函館では出生率も1.1くらいで全国平均よりも全道平均よりも低いと思うが、函館市で生まれ育つ子どもたちは、函館の未来そのものだと思っている。子どもをまちづくりの中心に据えるという決意という意味でも、子ども条例というものに求められることが凄く重要だと思う。ぜひ子どもを主人公にしたい。子どもを暴力から守るということだとか、今年も4月か、5月に小学3年生がいたずらをされる。逮捕され再逮捕され余罪を追及している事件があったが、いじめということや性的虐待やさまざまな子どもにまつわる暴力は、結構議論するときに子ども不在のことが多い。例えば学校にはさすまたがあつて暴漢が来たら対処するとか、先生方がパトロールをしたり、町会がパトロールをするなど、様々な子どもを助けたり守ろうとする動きがあつて、安心メールを函館市ではやっているが、やっていることはいいのだが、私が活動して思うことは、子ども自身に力があるということ。いじめは大人や学校の先生がいないところで起こる。学校では知らなかったことが多い。自殺をして、調査をして、やっといじめが分かる。子ども自身に力があるので、子どもに依拠しないと解決しない問題がたくさんでてくる。事務局で、たくさんの条例を整理したが、中身をみると大人がどうやって子どもを守るかに力をかけているのが多々ある。子どもに力があつて、子どもが主人公なので、子どもが主人公になるような条例なればと思う。

【横山委員】 函館友の会では、子ども部というのがあり、先日小学校のお子さんを持つお母さんたちから気になることが話し合われたので、そういう現場の声を報告する。先生がいないところで理由なく暴力をふるう女の子がいるとか、低学年で買い食いのためにお金を持っておいでと、ある意味強要している子がいるとか、中学年で授業が成り立たないくらい立って歩いている子がいるが、先生があまり気にしていない様子で困るとか、悪い事をするおさんは友達がいなくて寂しいから、そのような行動をしているらしく、

その子をはじくのは簡単なことだけど、お母さんたちが横の連携をとって子どもの中に入れてあげるようにしたら、落ち着いてきた。自分の子どものことだけを考えるのではなくて、他の子どもを交えた皆の中でそういう子を考えていきたい。高学年のお母さんから、お金を持ってきなさいと脅されている。一人のお子さんがターゲットになっていて、その子は親のお金を持ち出していることが実際あって、お金がからんでいることを心配しているという声があった。私が所属する4歳児グループでは子どもと触れ合う活動なので、子どもは小さくても力があると実感しているから、子どもの力を信じて、何らかの形で条例に盛り込んでいけたらと思う。子どもがりのままのものを出していけるといいなと思うし、ありのままを言葉に出すこともできるので、それが小さいときから小・中・高校生になっても引き続き実行していくことが、お互いを分かりあう上でも必要だと感じる。

【野村委員】 先ほど、学生さんからフリースクールの話があったが、私もフリースクールの活動をしているので、学生さんからこういった発言がでて心強い。推進施策の中では、居場所の問題で触れられていくと思う。森越委員のお話では、何に頑張るのかといったお話があったが、私は不登校の相談をやっているが、頑張らないで不登校になる人はいない。みんな頑張っている。頑張って、頑張って、頑張ったあげく不登校になっている。何に頑張って、子どもにどういうことをもたらしているか、我々はキャッチしなければならぬと感じた。

【木村委員】 前回は話したが、次世代育成計画は少子化対策のために、国が計画策定を意図したものです。函館市の出生率が1.1くらいだと思うが、全国では1.3くらいだが、子どもが増えることだけではなく、函館で生まれる子どもがどう育つかが問題だと思う。いじめはいつの時代でもあるので、そこを皆で議論していきたい、ただ権利、権利と話をすると、権利条例だと函館市では受け入れない可能性があるかもしれないので、市長なり、行政が議会とうまく調整できる方向性を考えないといけない。せっかく皆で議論してつくった条例が削られてしまっただけでは、作った意味がなくなる。つくりたいものと中身は違ってくるかもしれないが、皆で議論する、委員の発言が大変重要になってくると思う。

【小林幹二委員】 今何故函館に子ども条例が必要なのか、どういう視点で論議していくかが求められる。煮詰めることにより、目的と理念がはっきりしてくる。そこにみんなが確信をもって、具体を進めていかないと良いものがないのではないか。そのために子どもをどう見るか。俗に言う、子どもの最善の利益とはどういうことなのか。子ども感の共有部分をきっちりと論議していきたい。そして具体的に施策につながらなければ意味がない。少年時代に過ごした函館って素敵だな。子どもにとって育ち良いまち函館だ。豊かに過ごした函館だ。このようなことを子ども条例の基軸にして、施策が基準として生まれてくる。理念だけの子ども条例は辞めたほうが良い。

【三浦委員】 函館で今何故条例なのかをきちっとおさえて、議論していくべきだと思う。

【委員長】 本日、皆様からいろいろな意見をいただいたが、それらについて、一度事務局でスケジュールして、一番最初に何をやるか、委員からあったように何故必要かというところが重要になると思うし、私自身も委員を引き受けたいと思った理由は、自分自身の今までのこともあるが、かつて函館市は全国一十代の性病罹患率が高く、妊娠中絶率も第一位でした。函館が日本一でした。これには函館の教員・保護者だけでなくたくさんの方が深刻に受け止めましたし、エイズの問題も起きてきて、保健所や産婦人科の先生と連携して、性と薬物の会ですずっと取り組みました。その結果、功を奏して、全国一は返上している。ですからやってやれないことはないと考え、厳しい状況もあると思う。また以前、私が七飯町で勤務していた時に、学校のそばに有害図書などを販売する自動販売機が設置されていたが、その当時法整備がされていなかったため、地主に何度掛け合ってもまったく駄目でした。最後には、生徒にそのそばは通らないように指導したり、地域の人たちが協力的だったので、一緒に地主に掛け合ったが駄目でした。結局、撤去するのに2年間かかったが、その後、子ども条例などに関連して、このような事例に関する条例が整備されたところもある。ですから我々も条例制定までいきたいと考えている。しかし、まずは、我々委員全員が今何故この条例が必要か、そして我々が関わっている子どもたちの実態はどうか。先ほど校長会の先生方がおっしゃった1割は本当に悲惨な薬物に手を染めたり、恐喝などで犯罪に手を染めている子どもたちを何とか救いたいというそのパーセンテージなんて、そのような深刻な状況は決して1%、2%ではなくて、5%、7%の比率になっているということであったと思う。

そこで、今すぐ次回に何を話すとは決められないが、まずは、子どもたちのことについて考えていく、その中で子ども感ということについても彫り下げていきたいと思う。

(3) 次回日程について

【事務局】 小松委員と武田委員は欠席となるが、10月23日(火)18時、保健センター2階の健康教育室で行うこととする。

(4) その他

<なし>

4 閉会

【委員長】 以上で、第2回検討委員会を終了する。